

## 令和4年度事業計画書

(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

土地区画整理事業は、これまで、都市基盤施設と宅地を一体的・総合的に整備する手法として、都市や地域の整備目標の達成と諸課題の解決に向けて幅広く活用され、市街地整備の中心的役割を担ってきた。

今日、人口減少・高齢化の急速な進行による都市の活力の低下が危惧される中、大都市の再生と地方創生がますます重要かつ喫緊な都市整備課題となっている。中でも積年の重点課題である密集市街地の防災対策に加え、近年では進行する都市のスポンジ化への対応が急がれる等、これまで以上に市街地整備の舞台が既成市街地の再生等へと移行している。

このような状況のもと、土地区画整理事業として、コンパクトシティの形成や防災安全性の確保等、多様な課題に対応した既成市街地での市街地整備に資するため、立体換地や他事業との連携による土地・建物の一体的な整備や、多様なニーズに対応した小規模で柔軟な区画整理事業の実施等の最近の潮流を注視しつつ、地域の実情に即した次なる事業へと結びつけていく必要がある。

さらには関係法律、制度の改正等、区画整理を取り巻く動きに対して、より一層役割を果たす必要がある。

全日本土地区画整理士会としては、本年度も、こういった点に留意し、土地区画整理士の専門的知識の研鑽や技術力の向上並びに人材活用を推進するとともに、会員へのサービスの強化、人的ネットワークの形成を促進し、もって土地区画整理事業の推進に寄与するよう努める。

### 1. 定時総会及び理事会の開催等

定時総会及び理事会並びに企画運営委員会、事業委員会、会報編集委員会を開催し、本会の円滑な運営と事業推進等について審議を行う。

### 2. 土地区画整理士の活用の推進、技術援助の実施等

#### ① 土地区画整理士の活用の推進

土地区画整理士が各方面において活用されるよう、国土交通省、地方公共団体等関係機関への要望活動を行う。特に、区画整理関係業務においては土地区画整理士を管理技術者、照査技術者等として積極的に活用すること、並びに入札参加資格審査申請書の様式の中への土地区画整理士の欄の設置に理解を得ることなどに重点をおいて運動する。

この他、土地区画整理事業及び市街地整備の推進に取り組む協議会等に参加する。

#### ② 土地区画整理事業及び土地区画整理士の活用に向けたPR等の実施

本会として市街地整備の必要性や、そのための土地区画整理士、コンサルタント等の活用について、機会をとらえ公共団体等にPRする。

③ 技術援助の実施

地方公共団体等からの区画整理に関する質問や相談に対して助言や情報提供を行うとともに、地方公共団体等からの要請に応じて会員による技術指導等を行う。

④ 新たな資格制度（既成市街地区画整理トータルアドバイザー制度（仮称））の検討

既成市街地での区画整理事業を円滑に推進するための知識・技術を有する人材の輩出にむけ、既成市街地での区画整理を活用した市街地整備に係る講習会等を継続するとともに、新たな資格認定制度の創設「既成市街地区画整理トータルアドバイザー制度（仮称）」について検討する。

3. 土地区画整理事業の技術等に関する講習会、研究会等の開催

① 講習会の実施

土地区画整理士の拡大、知識と技術の向上を図るため、講習会等を開催する。開催にあたっては、令和3年度から開始した録画配信方式を活用するほか、講習内容に応じて開催方法を検討する。

- ・ 土地区画整理士技術検定学科試験対策として「土地区画整理士受験対策講習会」を、また、実地試験対策として「土地区画整理士受験対策講習会Ⅱ」を開催する。
- ・ 土地区画整理事業の換地計画・換地処分等に関する専門的知識及び技術の向上を図るため、「区画整理の換地計画・換地処分講習会」を開催する。
- ・ 既成市街地での区画整理等の活用法の習得とそれを活かす工夫・条件等について理解を深めるため、既成市街地での市街地整備事業（土地区画整理事業等）の活用に関し、テーマを設定し講習会を開催する。

② 視察会、区画整理サロンの実施

- ・ 土地区画整理事業等多様な整備手法を活用し、会員等の関心が高い地区を対象とした視察、及び制度等の勉強会を開催する。

③ 研究会等の実施

- ・ 様々な分野の専門家、団体からなる研究会に参加し、事例調査及び制度的・技術的研究を行う。

4. 土地区画整理事業に関する情報提供、会員サービスの充実

① ホームページの活用、情報発信の充実

ホームページの充実、メールマガジン、メーリングリストによる情報提供等、会員サービスのデジタル化を行い、土地区画整理事業に関する知識・技術の普及、まちづくりに関する情報の発信、本会業務の広報宣伝、会員相互の交流機会の提供等、会員の拡大と会員サービスの向上を図る。

また、ホームページや機関誌をはじめ、多様な手段の検討、活用により、会員のニーズの把握、本会の活動の充実を図る。

② 都市計画CPD制度の活用

専門家の継続的な能力開発に対する社会的要請に応えるため、都市計画CPD（継続的専門能力開発）制度を活用して、本会会員が専門知識の研鑽や幅広い知識を身につける機会の提供に努める。

5. 土地区画整理事業の技術に関する調査等について

① 復興まちづくりへの支援と事前防災の取り組みに関する情報の活用等

東日本大震災等の復興まちづくりや国土強靱化地域計画による事前防災の取り組みについて情報の収集・紹介を行い、区画整理技術の活用等につなげる。

② 調査等の実施

会員企業との連携を図りながら土地区画整理事業に関する調査の受託に努めるとともに、区画整理技術や市街地整備制度等の活用事例や新たな活用のあり方について調査等を行う。

6. 土地区画整理事業に関する情報誌の発行、図書の刊行等

① 機関誌の発行

機関誌「区画整理士会報」を隔月に発行するとともに、会員に対する有益な情報提供及び会員相互の情報交換に役立つよう、内容の充実に努める。

また、会員以外の土地区画整理事業関係者への定期購読等その普及に努める。

② 図書の刊行及び販売

土地区画整理事業に関する参考図書を刊行、販売する。出版図書の改訂・増刷を適切な時期に行うとともに、新たな図書の刊行についても検討する。

- ・ 土地区画整理士技術検定試験の過去3カ年の問題と解答例及び試験問題の傾向を解説する「土地区画整理士試験問題の傾向（令和4年版）」を刊行する。
- ・ 「土地区画整理の手引き」について、現行の改訂6版刊行以降の制度等の変更や近年の区画整理の潮流を反映した改訂を行う。また、「区画整理の質問300に答える」について、同様の観点から質問項目の再編・整理を行い改訂を進める。

7. 地方支部への助成

支部が行う土地区画整理士の資質の向上を図るための研究会、見学会等の活動に対して支援する。